

## 市民税・県民税の申告が必要な方

令和4年1月1日現在、気仙沼市に住んでいた方で、以下に該当する方は申告が必要です。

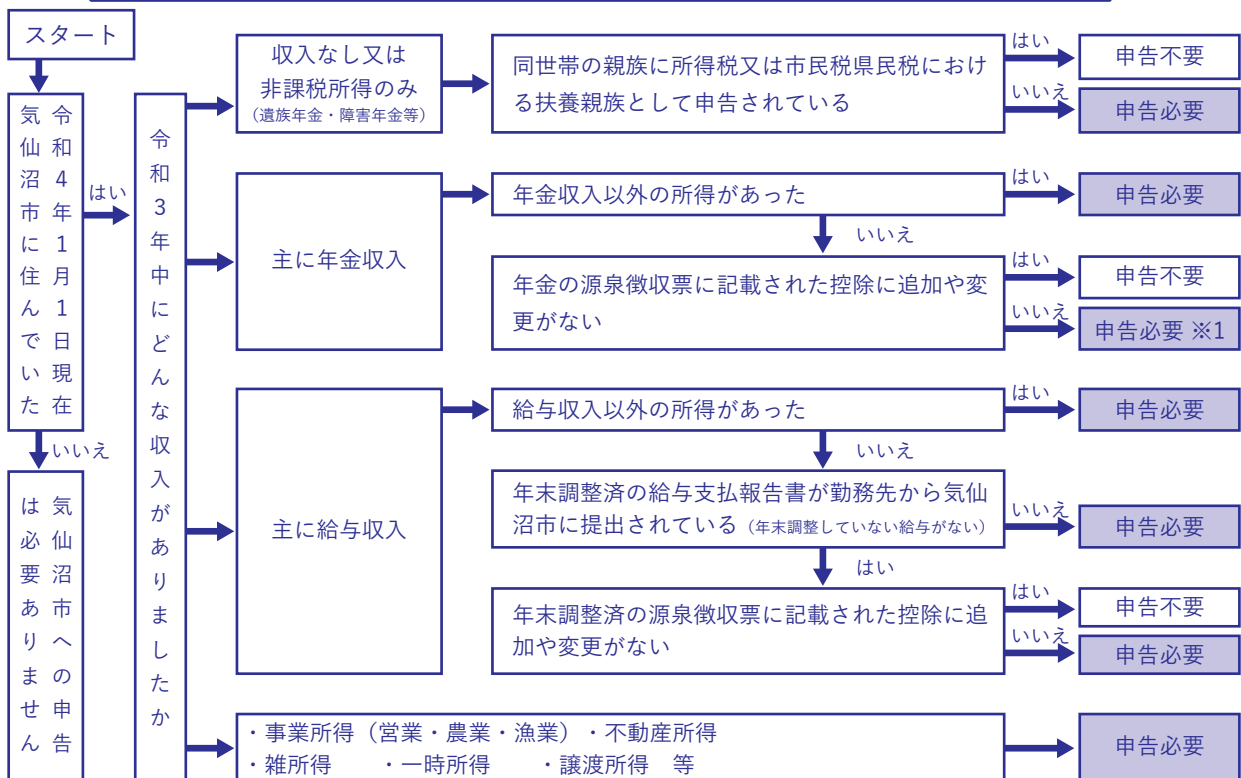
- (1) 営業、農業、漁業、不動産、譲渡等の所得があった方（マイナス所得を含む）
- (2) 給与の支払いを受けていた方で、次のいずれかに該当する方
  - ① 給与所得以外の所得があった方
  - ② 年の途中で退職した方などで、年末調整をされていない方
  - ③ 勤務先から気仙沼市へ給与支払報告書が提出されていない方  
(提出状況が不明な方は勤務先にご確認ください。)
  - ④ 源泉徴収票に記載された控除以外に医療費控除、生命保険料控除、扶養控除等を受ける方
- (3) 公的年金等を受けていた方で、次のいずれかに該当する方
  - ① 公的年金等の所得以外の所得があった方
  - ② 源泉徴収票に記載された控除以外に医療費控除、生命保険料控除、扶養控除等を受ける方
- (4) 所得がなかった方又は遺族年金、障害年金等の非課税所得のみの方  
国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、各種福祉、公営住宅、教育関係等の制度において、市民税・県民税の申告を必要とする方  
※同世帯の親族に所得税又は市民税・県民税における扶養親族として申告されている方は不要です。

## 市民税・県民税の申告が不要な方

各種資料に基づき市民税・県民税の計算を行いますので、以下に該当する方は申告の必要はありません。

- (1) 所得税の確定申告をされた方
- (2) 給与収入以外の所得がなく、勤務先から気仙沼市へ年末調整済の給与支払報告書が提出される方
- (3) 公的年金等の所得以外の所得がなく、源泉徴収票に記載された控除に追加をする必要のない方
- (4) 同世帯の親族に所得税又は市民税・県民税における扶養親族として申告されている方

下記のフローチャートで申告が必要かどうか確認してください



● 上記のフローチャートで「申告必要」となった場合で、所得税の納付が必要な方や還付を受けようとする方は確定申告が必要です。

※1 収入が公的年金のみの場合、65歳未満の方で年金収入が年間100万円以下、65歳以上の方で年間150万円以下であれば、控除額に関係なく市民税・県民税は課税されません。